

汚染の概要及び対応等

- 栄町地内で事業者が自主的に実施した土壌・地下水調査の結果、地下水環境基準を超えるベンゼンが検出されたとの届出がありました。

1 調査の概要

- ・ 土壌調査の結果は次のとおり。
敷地内の 15 地点でベンゼン・鉛等 4 物質について溶出量及び含有量について調査したが、環境基準の超過は確認されなかった。
- ・ 地下水調査の結果は次のとおり。
敷地内の 15 地点でベンゼン・鉛等 4 物質について調査し、2 地点でベンゼンが環境基準を超過した。
最大 0.014mg/リットル（地下水環境基準 0.01mg/リットル）
ベンゼン以外の有害物質は検出されなかった。

2 事業者の対応

- ・ 今後、基準超過が確認された範囲の地下水の浄化を実施する予定。

3 市の対応

- ・ 事業者からの調査結果の届出を受け、事業場周辺井戸の地下水を調査した結果、ベンゼンは検出されませんでした。

（参考） ベンゼンについて

○健康への影響

中枢神経系、造血系への障害を及ぼすとされるほか、発ガン性を有する物質とされている。

○用途

種々の化学物質（スチレン、フェノール、シクロヘキサン等）を合成するための原料として、化学工業の分野で利用されている。

※ 飲料水基準・地下水環境基準・土壌溶出量基準はいずれも 0.01mg/リットルとなっているが、これは体重 60kg の人がその水を 1 日 2リットル、一生涯にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度として設定されている。